

随意契約理由書

1 業務名	システム運用管理業務（平成 30 年度）
2 業者名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、当社のインターネットホームページやモバイル端末での情報提供サイト等のシステム運用管理や、構造物や施設の保全事業に必要なデータベース等のシステム運用管理及び改修、災害時の社内情報共有システムの運用管理及び改修を行う業務であり、当社の業務、システム、データ等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、適切かつ効率的に実施するノウハウを有することが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、阪神高速グループの各種システム群に係るネットワークの運用、維持及び管理を実施する業務の受託者であるとともに、本業務の対象となる当社独自のシステムやデータベースを一から構築し、同時に既設システム構築と密接不可欠な運用管理や改修を継続して担ってきたため、当該業務の遂行に必要となるプログラムの開発・改善経緯や設計内容を全て把握していることから、当該業務を適切かつ効率的に実施するノウハウを有し、上記要件を唯一具備する者であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。	